

# 支部ニュース

2012 年 8 月 No. 465

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

- 東京の「九条の会」大交流会を終えて・・・・・・・・・・・・・・・・島田修一
- 自衛隊の最近の動向・・・・・・・・・・・・・・・・前川雄司
- 2020 オリンピック招致意見交換会の報告・・・・・・・・市野綾子
- 若手弁護士へのメッセージ
  - ※労働争議は遠くになりにつけり 元気がよかった労働弁護士・・・・・・・・山本 博
  - ※相磯まつ江団員への返書ー推定6千数百番目女弁護士より・・・・・・・・早田由布子
- 渋谷なんでも相談会ー7月11日の風景・・・・・・・・新宅正雄
- 若手学習会に参加して・・・・・・・・東京大学法科大学院生・ロースクール学生
- 「国保・医療なんでも電話相談会」を実施します・・・・・・・・田所良平
- 四谷法律事務所の現況・・・・・・・・山本真一
- 自己紹介・・・・・・・・原田真実子
- 自由法曹団東京支部40周年メッセージ・・・・・・・・中山 伸
- 団支部40周年記念行事について
  - 進行状況のご報告
  - ※団支部40周年レセプションへの招待・・・・・・・・河村 洋
  - ※支部40周年座談会を聞いて・・・・・・・・枝川充志
- サマーセミナーの告知
- ソフトボール大会のご案内
- 幹事会議事録
- 日誌

# 東京の「九条の会」大交流会を終えて

旬報法律事務所 島田 修一

7月1日、港区内の正則高校において東京の「九条の会」大交流会が開かれた。九条の会東京連絡会が昨年5月に提起して実行委員会を毎月開催し（14回）、プレ企画「憲法審査会などにみる改憲動向の特徴と私たちの課題」（4月26日、高田健氏）、「この国はどこへ向かおうとしているのか」（5月28日、坂本修団員、上条貞夫団員）を踏まえた上、当日は午前10時から午後4時半まで開かれた。

午前の全体会は、体育館で、制服向上委員会の音楽（30分）、続いて渡辺治氏の講演「憲法を日本のチカラに！」（90分）。音楽には「高校生の女子が九条の会に関心を持ち、迫力ある歌と踊りで我々に訴える姿に感動した」「体いっぱい平和を歌い、政治批判を展開する彼女らに拍手！」「若さあふれるトークと歌声、今の若者、捨てたもんじゃないと思った。老骨をはげましてくれた。ありがとう」等々の感想が寄せられた。講演は、①私たちは今どこまで来たのか、今どこにいるのか②野田政権は何をやろうとしているのか③憲法が生きる社会をつくるには～憲法をチカラに、を柱に①では国民の運動が改憲を止め、政権交替をもたらした、運動の力を確認しよう、②では消費税・TPP・原発・改憲が「大連立」を通して睨まれている、③では民主党の変節を許したのは運動の力不足等にあったとして、地域を拠点に、憲法を力に、大きな輪を作っていくことが求められている、と訴えられた。「9条運動が果たしてきた役割、到達点が理解でき、励まされた。同時に3・11以降はまさに改憲勢力との綱引きにある現在の情勢も理解を深めた。原発ゼロ、TPP阻止は、党派を超え、要求で一致でき、改憲勢力を追いつめていく展望があり、確信の持てる講演だった」「徴兵制のない日本国の青年たちが戦地へ動員されることのない幸せを実感できていない話、にもかかわらず一方では反原発で青年たちに限らず首相官邸包囲の行動に立ち上がっていることの意味も改めて認識した」等々の感想が多数寄せられた。

午後からは、3つの分散会と「若者・高校生—伊藤真さんと語ろう」「教科書・こどもの教育を考える」「次世代への継承」「新しいメディアと九条」「伊藤千尋さんと語ろう“九条を世界へ”」「東アジア共同体と内外情勢」「いま沖縄を考える」「橋下ファシズムを考える」「横田基地撤去へ」「DVD脱原発」の分科会に分かれた。

大交流会には都内各地から700名超が参加し（不参加は1区1市1町1村）、この国の政治・社会はどこへ向かっているのか、憲法が生きる社会をつくるにはどうしたらいいのか、の学習と議論を深めた。特に渡辺講演が整理された重要な視点、平和と反貧困の2つの運動が政権交代を実現、しかし財界とアメリカの猛烈な巻き返しで新政権は変質、さらに野田政権は大連立で軍事大国化と構造改革推進を強行突破、改憲案ラッシュの背景は改正反対が08年は43.1%vs42.5%と多数を占めたが、12年は30%vs54%と再び逆転、自民党が「憲法改正」を大連立の条件とすることは間違いない、しかし防衛官僚だった新潟加茂市の小池市長は自衛隊を人殺

しの軍隊にしないため九条の会のよびかけに賛同し、その後も市町村合併反対、県立病院産科廃止反対、「日本一の福祉の町」をめざした結果、昨年の5期目は無投票当選と地域は変わっていった、九条の会は高齢者が自分たちの力で改憲を阻止しなければならないとの思いから立ち上がっている、若者の悩みは雇用と就職にあり9条ではないが、その中で自分たちが立ち上がらないと原発を止めることはできないとの思いから参加層が拡大、したがって反動的逆流には良心的な保守層および社会運動の新たな波を輪にして九条の会は立ち上がろう、軍事大国化・構造改革の政治に終止符を打ち「9条と25条が生きる社会」を積極的に掲げて国民の中に訴えていこう、以上を参加者は共有したうえ分科会と分散会で討議を重ね、諸課題と九条との結合、網の目のような草の根の組織化、および幅広い層とのつながりを追求、以上を確認し合った。

なお、渡辺講演は下記のアドレスから配信していますのでご利用ください。

<http://www.ustream.tv/recorded/23869829>

## 自衛隊の最近の動向

東京合同法律事務所 前川 雄司

### 42年ぶりの都内市街地での自衛隊レンジャー訓練

小銃を携帯した迷彩服姿の陸上自衛隊員が6月12日、東京都板橋区と練馬区の市街地を徒歩で行進した。「行進は午前9時ごろに始まり、訓練生17人と安全管理の隊員24人が板橋区の荒川河川敷から練馬区の練馬駐屯地までの約6・8キロを歩いた。」(スポニチ6月12日)

「陸上自衛隊によるとレンジャー隊員養成訓練で、武装し都内の市街地を行進する同様の訓練は、1970年から42年ぶり」(同上)とのことである。

### 部隊として行動するという事に慣れておくー防衛大臣会見

森本敏防衛大臣は12日の閣議後の記者会見で次のように述べた(防衛省大臣会見概要)。

「部隊がこういうふうに市内を歩いて訓練を行なうというのは、通常ご承知のとおり自衛隊が各種のいろいろな対応をするとき、特に災害派遣、その他の活動をするときに、市街地の中を部隊として行動するという事に慣れておくということなので、これはどこの軍隊でも平生やっていることで、この種の訓練は今までもやってきたし、これは別にそれ自体が特異なものではないと思います。」

注目されるのは、「自衛隊が各種のいろいろな対応をするとき、特に災害派遣、その他の活動をするとき」と述べていることだ。災害派遣を理由に持ち出していることが1つの注目点だが、同時に、災害派遣だけに限定していないこと、「その他の活動をするときに」も市街地の中を部隊として行動するという事に慣れておく」と述べていることが見逃せない。「どこの軍隊でも平生やっていること」で「特異なものではない」として恒常化させようという意図が現れている。

### 兵隊を尊敬し、感謝する、ごくあたりまえの教育

陸上自衛隊第一師団のホームページは、この訓練を次のように紹介している。

「第1普通科連隊において、約3ヶ月にわたる激しい訓練を克服した新レンジャー隊員17名に対し、平成24年6月12日、栄光のレンジャー徽章が連隊長から手渡されました。」

そして、「また、多くの皆様から激励のお手紙を頂きました。ありがとうございました。」として、次のような内容の手紙が掲載されている。

「先日、レンジャー訓練を受けた隊員の方々が、都内を行進訓練されたニュースを拝見し、その周りを反対派が取り囲んでいる状況を見て、いたたまれない気持ちになりペンを取りました。

私どもは米国在住ですが、こちらでは…子供たちが小さい頃から学校で、『兵隊さんは国と国民を守って下さっているのだから、尊敬し、感謝しよう』と教わります。日本も早く、このようなごくあたりまえの教育を受けられるようになって欲しいものです。……

つい先日、5才の息子が幼稚園で、『ぼくのヒーロー』というポスターを作ったのですが、息子は日本の自衛隊を選び、『地震の時、日本のみんなを助けたから』と書いてありました。

私の従兄が陸上自衛隊の隊員で、この震災でも被災地に派遣されておりました。皆様のご苦勞、本当に頭の下がる思いです。ありがとうございます。

反対派の大きな声に負けずに、私どもの応援の声が、皆様の元に届きましたら幸いです。これからも日本・世界の平和の為によりしくお願いします。」

「国と国民を守る」、「災害派遣」、「日本・世界の平和」という言葉が単純につながられている。そして、日本も早く「兵隊を尊敬し、感謝する」ごくあたりまえの教育を受けられるようになって欲しいとしているのが注目される。

しかし、そこにはレンジャー訓練の全貌がどのようなものかは全く登場しない。

### 殺傷と破壊の訓練

レンジャー訓練の内容については、内藤功団員の「自衛隊レンジャーの市街地訓練」（東京支部ニュース6月号、団通信6月21日号）に紹介されているところであるが、ウィキペディアの「レンジャー（陸上自衛隊）」にも、訓練概要の中に次のような記載がある。

「爆破、小銃の射撃、襲撃（伏撃など）、斥候、徒手格闘、隠密処理（刃物等の無音武器のみを用い襲撃、暗殺）……

森林戦、夜戦、山岳戦、雪中戦、市街戦（CQB）」

こうした殺傷と破壊のレンジャー訓練の実態を、まず共通の認識にすることが必要だろう。

### 隊員約5000人と在日米軍が参加する自衛隊統合防災演習

7月19日付朝雲ニュースには次のように書かれている。

「マグニチュード（M）8クラスの首都直下地震を想定して指揮所活動を演練する平成24年度自衛隊統合防災演習が7月16日、防衛省などで始まった。隊員約5000人と在日米軍、8都府県と各自治体、各省庁が参加して20日まで行われる。」

防災演習と名乗ってはいるが、その実態が明らかでない。防災を名目に軍事演習を行うようなことは許されてはならない。本来、震災対処ならば、準備段階から自治体と住民主導で計画を立案し、実施すべきものである。自衛隊統合防災演習の実態を明らかにし、本来の震災対処に反するものは改めさせることが必要である。

### 自衛隊が住民避難訓練を計画

7月25日、NHKは次のように報じた。

「陸上自衛隊が、礼文島など北海道の5つの島で、武力攻撃などの有事を想定した住民を避難させる訓練を計画していることが分かりました。

こうした訓練は、通常、都道府県や警察などと共同で実施されていますが、今回は初めて自衛隊みずから行うもので、訓練の在り方を巡って議論を呼びそうです。

関係者によりますと、訓練は、陸上自衛隊が来月末から9月初めにかけて、北海道の礼文島や奥尻島など5つの離島で計画しています。武力攻撃などの有事を想定し、旭川市にある陸上自衛隊第2師団などの隊員が小銃を持って島に入り、それぞれ数十人の住民を大型の輸送ヘリコプターに乗せて避難させる内容だということです。

国民保護法に基づいて住民が参加する有事の訓練は、通常、都道府県や警察などと共同で実施されていますが、自衛隊がみずから行うのは全国で初めてです。

陸上自衛隊北部方面総監部はNHKの取材に対し、『平時から有事まで自衛隊の対応能力を向上させるための訓練で、詳しい想定は現段階では明らかにできない』としています。

今回の訓練計画について、軍事評論家の前田哲男さんは、『国民保護法の趣旨では、住民の避難は都道府県などと連携しながら行うべきであり、今回の訓練も北海道などが参加する形にすべきではないか』と指摘しており、訓練の在り方を巡って議論を呼びそうです。」

これも訓練計画の内容を明らかにさせ、議論を広げる必要がある。

#### **全ての都立高等学校等で一泊二日の宿泊防災訓練－自衛隊との連携も**

5月8日発行の教育庁報 No. 587 には次のように記載されている。

「東京都教育委員会は、『都立高校改革推進計画 第一次実施計画』において、災害発生時、自分の命を守り、身近な人を助け、さらに避難所の運営など地域に貢献できる人間を育てるため、今年度から全ての都立高等学校(定時制・通信制課程を除く。)及び都立中等教育学校後期課程で、一泊二日の宿泊防災訓練を実施します。

4月27日から28日にかけての日程で、都立青井高等学校、八潮高等学校、南多摩高等学校の3校で、宿泊防災訓練が実施されました。

このうち都立八潮高等学校では、自衛隊の協力により、東日本大震災被災地での支援活動や、首都直下型地震が発生した場合を想定した日頃からの心構え、自分の命を守るとともに周りの人たちの力になるための行動等についての講演が行われました。昨年3月11日の地震を経験した生徒たちは、自衛隊員による東日本大震災での津波被害や阪神・淡路大震災での火災被害、建築物倒壊についての映像を交えた講話を真剣に聞いていました。

講演後は各クラスの代表の生徒が、自衛隊員の指導の下、毛布を使用した担架作りと、けが人を安全に担架に乗せて運ぶ方法について実際に体験を行いました。 ……

この宿泊防災訓練は、来年3月までに、定時制・通信制課程を除く全ての都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程で、地域住民や警察、消防等との連携により実施することとなっています。」

自衛隊と連携して行われる宿泊防災訓練の実態と問題点も明らかにしていく必要がある。

#### **「総合的な学習の時間」(文部科学省所管)への防衛省・自衛隊の関与**

防衛省・自衛隊のホームページには次のような記載がある。

「平成14年度から実施されている新学習指導要領において新設された『総合的な学習の時間』

に対して防衛省としても協力しており、次のような内容を準備しております。

詳しくは、各自衛隊地方協力本部にお問い合わせ下さい。

#### 1 協力内容

部隊見学、隊内生活体験 など

#### 2 具体的内容

防衛問題・自衛隊に関する説明

手旗、結索（ロープワーキング）

隊内見学及び装備品などの見学

訓練の見学 艦艇見学（体験航海を含む）

自衛隊車両等の体験搭乗 防衛省・自衛隊に関するビデオの上映

隊員との懇談 など」

これらの実態と問題点についても明らかにしていく必要がある。

## 2020 オリンピック招致意見交換会の報告

事務局次長 市野 綾子

#### 1 東京オリンピック招致対策会議とは

2020 年開催予定のオリンピック（2020 オリンピック）の開催地として、東京都が名乗りを上げていますが、本年 5 月の IOC 理事会で、立候補地はイスタンブール、東京、マドリードの 3 都市に絞られました。

2013 年 1 月には、各都市が IOC へ立候補ファイルを提出、その後、IOC による立候補地の視察等を経て、2013 年 9 月にはブエノスアイレスでの IOC 総会で開催都市が決定される予定です。

東京都でのオリンピック開催の招致については、都民の意見を聞くことなく立候補したことや、福島 第 1 原子力発電所の事故が未だ収束していない中で東京都での開催に問題なしと 報告されていること、予算の使い道等、様々な問題点が考えられます。

そんな中、本年 7 月 10 日、東京オリンピック招致に対する意見交換会（以下「本会議」といいます。）が、自由法曹団の本部事務所で行われました。

本会議では、2020 オリンピックを東京都で開催、招致することに問題意識を持つ方々（自由法曹団東京支部、新日本スポーツ連盟、共産党都議団、都民連等）とともに、2020 オリンピックを東京で開催すること及びその招致活動について、意見を交換しました。その結果、申請ファイルを分析し、問題点について議論をし、意見をまとめるために第 2 回の会合をもつこととなりました。その後、2020 オリンピック招致についてどういう姿勢で臨むかについて議論し、どう対抗するかを検討することになりました。



## 2 2020 年東京オリンピック開催及び招致活動の問題点

本会議第 1 回では、主に 2020 年東京オリンピック開催及び招致活動の問題点について議論されましたので、これらについて主観も交えて簡潔にご報告いたします。

### (1) 申請ファイルの内容の信用性について

本稿でいう申請ファイルとは、東京都が IOC に提出した 2020 年東京オリンピックの基本計画である申請ファイルを日本国内向けに日本語に訳したものです。この申請ファイルの内容には、信用性に疑問を抱かざるを得ない点が複数見られます。

たとえば、申請ファイルの「セキュリティ」の項では、原子力に関する災害について、次のように記載されています。

「東日本大震災による津波の影響で福島第 1 原子力発電所の事故が発生したが、日本国政府の適切な対応により、事態は収束に向かっている。国際原子力機構（IAEA）による 2011 年 6 月の報告書では、「今回の事故による健康被害は確認されていない」と記載されている。・・・大会への NBC 災害リスクは、「極めて低い」といえる。」

しかし、福島第 1 原子力発電所の事故は、「収束に向かっている」とはいえないのではないのでしょうか。

また、IAEA 報告書では、「現段階において」健康被害は確認されていないとされていたのが、申請ファイルでは、「現段階において」を削除して、単に「今回の事故による健康被害は確認されていない」と記載されています。

自然災害（地震・津波）についても、申請ファイルには、次のように記載されています。

「・・・東京湾は 2 つの半島に囲まれた閉鎖型の海域で、津波の影響を受けにくい地形となっている。日本での津波災害の史料によると、過去 300 年にわたって東京湾岸での津波被害は確認されていない。・・・地震や津波による大会の中断リスクは、「低い」といえる。」

しかし、今日では、大規模な首都直下型地震の危険性が指摘されています。そんな状況下で、東京でオリンピックを開催することのリスクは低いと言い切ってよいのか、疑問が残ります。

このように申請ファイルの内容は、セキュリティの項だけでも、様々な疑問が湧き上がるものとなっています。

### (2) 都民の意見について

本年 5 月に立候補都市を選定した時点での各都市の支持率の世論調査では、東京は賛成が 50%に満たないのに対し、イスタンブール、マドリッドの各都市では、賛成が 70%を超えています。

そして東京の支持率は、前回の立候補時よりも下がっています。

申請ファイルも、事前には公開されずに、IOC に提出された後に公開されたものです。

これらのことから、2020 オリンピックを東京に招致することについては、都民の意見を反映したものではないことがわかります。

### (3) 予算の使い道について

東京都では、2016 年開催予定のオリンピックについても招致活動を行いました。このときの招致活動ではおよそ 150 億円を消費し、今回はおよそ 75 億円を使う予定とされています。

これらの招致活動に使うお金は、都民の福祉や生活の向上、防災に優先的に回すべきなので

はないでしょうか。東日本大震災を経験した今、その必要性はより高まっていると思われます。

### 3 第1回意見交換会の感想

私は中学、高校時代に陸上部に所属し、短距離走を専門としていました。そんな経歴もあって、東京でオリンピックが開催されれば、自分も陸上100メートル走を見に行きたい、などと思うところもあります。選手の勝負にかける情熱や集中力、応援が選手の力をより一層引き出す様子は、本当に感動します。

だからこそ、都民の安全で安心できる生活を犠牲にすることなく、心からオリンピックの感動を味わいたいと思う。そんな気持ちにさせられた会議でした。





# 若手弁護士へのメッセージ

## 労働争議は遠くになりけり 元気がよかった労働弁護士

山本 博

第9期、昭和32年四月弁護士に。二十六才。入所は、今の旬報法律事務所、港区西久保巴町にあった木造二階建ての労調協の建物。と言ってもオンボロ建物の一階で、そこに佐伯法律事務所と労働法律旬報社が同居していた。その隅に鈴木紀雄、東城守一、鎌形博之、久保田昭夫、村崎勝一、新井章などの錚々たる強者がたてこもっていた。机も三つしかなく、事務所会議をする全員座る椅子もなかった。ただ、誰もが意気揚々として、若かった。

労働事務所だからというので、シャツに烏打帽で行ったら、まず東城弁護士から「弁護士たる者、身なりをきちんとして来い、背広とネクタイでだ、」とどやされた。

いきなり、品川製作所の争議があるから行って演説して来いと命令。大会に出て無我夢中で何かを喋った、生まれて初めての演説だから。帰りかけに封筒をもらい、開けたら入っていたのが五千元。研修所の給与が一万二千元、弁護士事務所の初任給が一万五千元の時代だったから、弁護士というのも悪くない商売だと思った。この品川製作所の争議といえば、組合が門のところでピケを張っていたら、会社側の弁護士を先頭に暴力団がピケ破りに来た。すると松崎弁護士がピケの前面に大手を張って立ちふさがり、「ここを通る気ならオレを殺してから通れ」と大声。暴力団はあきらめて帰った。本当の話で、とにかく労働弁護士は格好がよかった。

当時、タクシーの争議が多く、組合側は会社を立てこもった。そのはしりは「代々木タクシー」で、警察署が目の前にあり、共産党の本部もそばだったから、台風の目のごとく手をつけられず、赤旗を立てガラクタまで積み上げた籠城戦術が一ヶ月以上も続いた。最後まで残った組合員は十数名だったが、争議の終結の段になると終結条件をめぐって真つ二つに割れた。戦いの同志である仲間が殴り合いと取っ組み合いの大喧嘩、こっちはただおろおろして眺めているだけだった。争議というのは、入る時はやさしいが、終る時が大変なんだと痛感したのはこの時である。

タクシーといえば、メトロ争議が有名。本社が大阪にあり東京支社の役員で交渉しても埒があかないので、大阪本社に押しかけようということになった。タクシーの車を連ねてである。これを察知した会社側は、車移動禁止の仮処分を申請した。東京地裁の審訊で、小島誠一、松本善明弁護士が西川裁判長と折衝。そのすきに車を出してしまえということになり、深夜数十台の車が出発。地裁の審訊のことは知らなかった僕は、命じられたまま、タクシーの先頭車に乗り都内を走り抜けたが、もし警察が出てきて阻止したらどんなことになるやら薄氷を渡る気持ちだった。箱根の山の頂上で静岡の県評部隊に引き継いで大役御免になり、本当にほっとした。

タクシーの争議でひどかったのは「相鉄交通」。組合の立てこもり戦術を阻止するため会社側が人夫その他を大動員して組合員の目の前でロックアウトのための大きな柵づくりを始めた。警察が来ていたが、列をつくって待機しているだけで何もしない。それだけでなく、そのうち、組合のピケ隊員の中から、共産党員の幹部二名だけを引き抜いて連行していった。しかもそのうちの

一人を大衆の前で公然と袋だたきにした(いったん留置したが肋骨が折れているのがわかって、あわてて釈放した)。会社側が柵を建てようとする騒然たる中で、僕はこのままではまずいと思い会社構内の組合事務所へ行こうと皆に呼びかけた。人夫が作業中の構内に飛び込んだが、続くはずの者が誰もいない。一人取り残されると誰が合図をしたのか、あっという間に十数名の暴力団に取り囲まれ、外から見えないようにした中で、殴られたり蹴られたり、ひどい目にあった。「そいつをやったらまずい」という声がかかって救出されたが、救ってくれたのは何と公安の刑事だった。その後、数日間動けなかったが、争議終結の和解条件の一つとして見舞金を十万円もらった。大衆行動をする場合、孤立してはいけないと言う教訓を学んだのは、この時である。

全金関係の争議は多かった。忘れられない争議の中で、労働弁護士の活躍の点で歴史的に重要なものがいくつかある。当時、組合はシットダウンスト、つまり工場立てこもり戦術をとった。使用者の方は先手を打ってロックアウトをするか、裁判所は立入禁止仮処分を申請した。審訊をめぐる労使双方弁護士の攻防戦が争議の帰趨を決した。そういう時代があったのだ。「成光電気」でいえば、組合員は工場にたてこもり、仮処分を取った使用者側弁護士が執行人を先頭に数多くの人夫をつれて現場へ来た。それを保護するように数多くの機動隊警察官。工場の入り口で、執行についての労使代表の折衝のなかで、組合員の投げた石が執行吏の頭に当たった。血だらけになった執行吏は強制執行の妨害罪で組合員全員を逮捕するように警察に要請。殺気走った雰囲気の中で、結局社会党の国会議員(神近さんだったか?)の斡旋で全員整然と列を作って工場から退去。私も工場内で指揮を取っていた一人だったから、一時は逮捕・拘留・起訴を免のがれないと覚悟していたから、素直に言ってほっとした。ただ、退去が終わった後、一部の組合員が不明だったので、あるいは逮捕されたのではないかと池袋署へ確かめに行った。今で思えば若気の至り、ひとりで行った。署内で現場から帰った多数の警察官が渦巻き、興奮さめやらぬ気配だった。地下へ案内されたのでいこうとすると、階段の途中で警察官に取りかこまれ、ここでも数々(後から)殴られたり蹴られたりした。夢中で抗議しても、にやにや笑うだけ。多数に非勢どうにもならない。これもよい教訓だった。

成光電気の後に続いたのが「田原製作所」である。この争議では、現場で組合員のピケと警察が衝突。組合員の一人が死亡した。これは、かなり騒ぎになった。事務所が事件を引き受けていたが、私は担当でなかったので、現場に行っていなかった。ただ、翌日、久保田のオヤジ(昭夫)と一緒に、東京地裁労働部へ抗議に行った。“だから仮処分など出すな。出したら大変なことになる”といったはずだ“と涙ながらに責める久保田弁護士の前に裁判官(大塚)は、ただ悲痛な顔で黙っているだけだった。この事件の後、東京地裁では、仮処分を出すのに慎重になったことは事実である。

痛快だったのは「目黒製作所」で、弁護士の機知と力量を示した例だった。と言うのは当時の日経連の弁護士のエースだった某弁護士は、仮処分をとり、組合と激突させ、それを利用して警察の刑事介入を計り、組合自体を崩壊させるという戦術を考えていた。目黒製作所の場合も、工場占領している組合に、立入禁止仮処分をとり、執行吏を先頭に工場へ乗り込んできた。工場の周りはおびただしい警察官。あわや衝突という殺気走った雰囲気の中で、何を考えたが東城守一弁護士は組合幹部を組合事務所へ呼び、組合員を全部工場の外へ出せと命令。あっけにとられる組合幹部(僕もそうだった)。ひとつもめあったが、とにかく東城弁護士の気力と迫力があって、組

会員も渋々これに応じた。それからである。執行吏が組合事務所（こちらは東城ほか2、3名）へやってきて組合の占拠を解けと通告。これに対して東城弁護士曰く。「組合は工場占拠をしていない。占拠していないのだから、占有を解けという仮処分は執行できないはずだ、執行不能だ」。緊張した態度でやって来た執行吏はあっけにとられる。「嘘と思うなら見てみろ」と東城弁護士。渋々執行吏は見て回ったが、人っこひとりいない。やはり、これでは執行できないと判断したのだろう、すごすごと帰った。拍子抜けのしたような格好の中で、機動隊もぞろぞろと解散。会社側と機動隊がいなくなった空っぽの工場に、夜になって組合員が三三五五戻ってきた……。計画が狂い、あてが外れた日経連の弁護士は地団駄をふんだはず。この後、東城弁護士の策略があり、その使用者側弁護士は再び煮え湯を飲まされる……。このくだりは、ちょっと文には書きづらい。ただ、この現場を踏んだ東城弁護士の経験が、後に三井炭鉱大争議のホッパーをめぐる攻防戦で生かされることになる。

今は自由法曹団と日本労働弁護団の関係は少し遠くなった感じがするが、昔はそうでなかった。警職法反対闘争から始まって、60年代の無数の民間労働争議、全通東京中郵から東京都職労最高裁事件、炭労三井三池闘争など、戦後日本の主要な労働事件の第一線で闘ってきた全国の労働弁護士は、ほとんど総評弁護団員であると同時に自由法曹団員だったのである。

## 相磯まつ江団員への返書

### ー推定6千数百番目女弁護士より

旬報法律事務所 早田 由布子

- 1 日本で推定14番目の女性弁護士である相磯まつ江先生への返書という役目を、旬報法律事務所所属の女性弁護士というつながりから仰せつかりました。私は、平成22年末に弁護士登録した2年生で、日本で推定6千数百番目の女性弁護士です（平成23年10月現在で登録している女性弁護士は5149人ということですから、もっとでしょうか。）。

現在では、私が所属する旬報法律事務所でも、女性弁護士は5名となりました。数々の女性弁護士が、相磯先生が踏みしめられた道に続いています。

いまだお目にかかる機会を得ておりませんが、相磯先生の若々しく情熱的なメッセージに心を打たれました。

- 2 相磯先生が弁護士への道を決意された頃と比べると、多くの団員の成果もあって、女性の権利は比べものにならないほど向上しました。それでもなお、周知のとおり、多くの職場や家庭内などのさまざまな場面において、事実上の男女差別は解消されていません。

それは、私たち団員弁護士にとっても縁遠いものでは決してなく、とりわけ出産及び育児と弁護士業務をどのようにして、時間的、体力的そして経済的に両立させるかは、それぞれの事務所及び弁護士、あるいは団としても、検討しなければならない課題ではないかと思っています。

- 3 相磯先生が身を投じておられた教育の現場にも、現在大きな波が押し寄せています。過去の侵略戦争の反省を忘れた歴史観に根差し、平和主義や基本的人権の尊重、男女平等といった日

本国憲法の理念をないがしろにして「よき国民」育成を目的とした教科書が、多くの地区で採択されてしまいました。また、日の丸君が代強制をはじめとして、教職員に対する圧力は強まるばかりです。このような動きを許さず、未来を担う子どもたちの教育をどのように守っていくか、自由法曹団の力が求められていると思います。

- 4 まだまだ駆け出しで遠く及びませんが、自由法曹団の末端の一員として、その役割を担っていきたいと思います。そして、願わくは、相磯先生にお目にかかって直にお話する機会を得ることができれば幸いに思います。



## 渋谷なんでも相談会—7月11日の風景

代々木総合法律事務所

新宅 正雄

渋谷駅に降り、モヤイ像前に向かった。大勢の人が往来する道路脇にテーブルが置かれ、既に相談者が椅子に掛けて待っていた。渋谷社保協の人達と団員数名が手分けして、ビラを配り、マイクで呼びかけている。モヤイ像前は待ち人が多数立っており、その向う側では煙草を吸う人が多数いる。

相談者は70歳代の女性だった。私が椅子に掛けると、直ぐにその相談者は、相続関係を説明し始めた。どうやら、兄弟姉妹のうち誰かが亡くなり、その遺産の分配が問題となっている。相続人のうちAが不動産を取得して、他の相続人には代償金を払うという提案をしているらしい。しかし、Aが何もかも決めることに對し、相談者は感情的な反発があるようだ。そのため、代償金を得ることの損得勘定が出来ていないようだった。これらの事情を考えたアドバイスをした。納得されたようで、後ろ姿は人混みの中に消えた。

ビラを配っている女性の方が新たな相談者を連れてきた。60代前半の麦わら帽子を被った女性であった。どうして相談会をやっているんですかと、怪訝そうに聞いたあと、夫が早く亡くなり、3人の子供達を育て、うえ二人の子も自営業を始め順調であると話した。一呼吸置いて、下の子が病弱であるが就職した。この子に今は空いている実家を売り、マンションを買って遣りたい。地元の不動産屋さんとは別に、東京の不動産屋さん販売を頼むことが出来るかという質問であった。不動産屋さんとの契約について説明しながら、息子にマンションを買って遣ることが、息子のためになるのだろうと考えた。団員弁護士が選挙制度について演説しているのか聞こえている。相談者は病弱な息子さんの将来が心配なのだろう。息子さんのために何を残すのが良いのかが問題だ。この旨話すと、相談者は、一瞬沈黙し、大きく頷いた。病院の先生とも相談してみますと言って、席をたった。ビラを配っている女性の方が、今の人とても感謝していましたよと伝えてくれた。

「お酒を少し飲んだので・・・」「良いんですよ」という会話とともに、60代前半の背の高い男性が、ビラを配っている女性の方に連れられて来た。すこしお酒が入ってますが良いですかと遠慮がちに話し始めた。相談が終わり帰って行ったが、戻って来て名刺が欲しいという。名刺を見て、「代々木病院に行って来たところなんです」と、何度も名刺を見て、私の顔を見詰め、納得したようなふうであった。名刺には「代々木総合法律事務所」と印字されている。それにしても、病院の帰りにお酒を飲



んだのだろうか。

相談された方々は、何か用事があって、渋谷駅前を通行中だったのだろう。何でも相談できます。無料です。弁護士が来ていますなどと呼びかけられ、ふと、思い出し、相談して見ようと思われたのだろう。この原稿を書きながら、その後、どのようにされただろうかと思い起こしている。

## 若手学習会に参加して

### 東京大学法科大学院生

私は学生の身分ですが、インターンの一環として、7月25日に行われた若手学習会に参加させていただきました。学習会では、代々木総合法律事務所の林治弁護士が、貧困問題と追い出し屋対策について講義をしてくださいました。貧困問題は、憲法の生存権で目にすることはあるものの、ロースクールの授業ではあまり取り上げられることもなく、馴染みのない分野でした。そういう意味では、非常に新鮮な気持ちで受講することができました。しかし、講義の中で生活保護の実体や生活保護受給者への支援の必要性等が明らかになっていくうちに、問題は思った以上に深刻であり、課題は山積みであることに気付きました。貧困問題に対して弁護士としていかなる支援ができるのか、非常に考えさせられました。追い出し屋対策に関しても、やはり新鮮な問題でした。実際にあった被害を写真や音声等を使って紹介していただいたのですが、こんなことが本当にあるのかと正直驚きました。

ロースクールには弁護士になって社会的弱者を救済したいという思いを持った人が多くいます。他方で、(私を含めてですが)多くのロースクール生は貧困問題等の問題の実体をよく知らず、また、このような問題に興味を持っている人は少ないと思います。社会的弱者の救済とはいっても、社会にはどのような弱者が存在し、その原因は一体何なのかということを多くのロースクール生は知らないのです。今後は、ロースクールでも、社会に眠っている問題を学生に認識させる作業が必要なのではないかと感じました。

最後に、今回の学習会で印象に残った言葉があります。それは、「弁護士は潜在化した問題を顕在化させることができる」という言葉です。弁護士としての役割、やりがいというものを感じました。弁護士という職業により魅力を感じることができた一日になりました。有意義な時間をありがとうございました。

### ロースクール学生

不勉強な分野であり、前回の勉強会はとても新鮮なものでした。その中でも、生活保護受給者の実態というものは僕自身、テレビなどで見たことがあっただけであり、正直驚きました。就活を控える学生としましては、みなさんの話し合う様子から、弁護士という仕事に伴う社会的責任の大きさを肌で感じる事ができたことが、最もよかったのではないかと思います。わざわざ招いていただきありがとうございました。

# 「国保・医療なんでも電話相談会」 を実施します

三多摩法律事務所 田所 良平

8月26日（日）午前10時から午後5時まで、「国保・医療なんでも電話相談会」を実施します（場所は東京労働会館5階会議室）。

これは、昨今の度重なる国保料の値上げを受けて、国保料（税）が払えない方、滞納によって差押えを受けた方、医療費が払えないために病院に行けない方などからの相談を受け付けて、各種専門家がアドバイスをし、必要であれば減免申請や生活保護申請同行も支援するという取り組みです。自由法曹団東京支部のほか、東京社保協、東京民医連、東京土建、東商連、都生連、東京自治労連、東京地評、東京保険医協会などの団体が結集して、過大な国保料や医療費の負担によって、命や健康を脅かされている方々からの切実な相談に対応します。

国民健康保険は、加入世帯の平均所得が下がり続ける一方、国や都の補助金が減らされたこともあり国保料（税）が上昇の一途を辿っています。23区では10年連続で値上げされています。とりわけ、昨年は、23区の保険料方式が、「住民税方式」から「旧ただし書き方式」へと変更されたことに伴い、子どもが多い世帯や、障害者のいる世帯など、住民税上の控除を受けていた世帯ほど保険料が値上がりする結果となり、国保料が2倍以上になった世帯も少なくありませんでした。足立区には国保料の通知が届いた直後のわずか半月で1万1000件もの問い合わせが殺到したといえます（2011年7月10日東京民法）。多摩地域でも、多くの自治体で頻繁な値上げが実施されています。

国保料（税）の値上げによって、低所得世帯では滞納せざるをえない世帯も増えていますが、各自治体は、国保料（税）滞納に対する徴収を強化しており、滞納処分による差押え件数も増加しています。低所得世帯にとって、国保料（税）がとても重い負担となっていることは間違いありません。

このような厳しい状況のもと、病気をしても病院にかかることを我慢する方も増えていきます。全日本民医連の調査（東京都だけでなく全国の加盟事業所を対象）によれば、昨年1年間で、国保料（税）の滞納や、無保険、短期保険証、資格証明証の交付等によって受診が抑制され、死亡に至った方が67名にも及びます。いうまでもなく、この数字は氷山の一角に過ぎません。

低所得世帯には国保料や医療費の減免制度もありますが、十分に周知されていません。また、所得や資産の状況によっては生活保護を受給すべき場合もありますが、生活保護バッシングによって、生活保護を受けることもいっそう困難になっています。国保料が払えない原因が多重債務にあり、債務整理や自己破産が必要な場合もあります。

今回の電話相談会は、相談者のニーズに応じて弁護士のみならず、国民健康保険業務に携わる自治体労働者（自治労連）、医師、看護師、ケースワーカー（民医連、保険医協会）など、各種



専門家が対応します。役所への減免申請などを支援する必要がある場合は、各地域の「生活と健康を守る会」が同行支援もします。

悪政によって命と健康、生活を脅かされた方々を支援するとともに、これ以上の値上げを許さず、国や都の支援を求める運動を強める契機にしていきたいと考えています。

なお、参加を希望される方、大歓迎です。参加は一部の時間だけでも構いません。田所までご連絡ください（[tadokoro@san-tama.com](mailto:tadokoro@san-tama.com)）。

## 四谷法律事務所の現況

### 四谷法律事務所 山本 真一

四谷法律事務所は約50年前に創設された。・1961年8月8日、仙台高裁で、「松川事件」の被告全員に無罪判決が出された。日本の裁判史上でも画期的な年のひとつだった。その直後1961年9月、故小沢茂弁護士・故佐藤義弥弁護士らが四谷法律事務所を作られた。こうした熱気にあおられたのか翌年1962年春には駿河哲男弁護士も裁判官を辞められてここに参加された。ほぼ原始所員といえる駿河哲男弁護士も、3・11を知ることもなく一昨年5月に亡くなられた。こうして事務所創設期の弁護士さんがなくなってから一定の時間が経過した。しばらくは池田眞規弁護士・渡辺修弁護士・私の3人体制でやってきた。

しかし今年の7月からは28期の矢花公平と44期の渡辺潤弁護士の参加を得て、現在の5人体制になった。新しい力が事務所にもいっそうの活気をもたらしてくれそうである。従って当然、事務所も狭くなった。しかし現在の弁護士過多の業界状況では、正直なところ事務所経営が今後どうなるかはよく見えない。しばらくは現況で頑張るか、どうか。悩んでいるところである。

思い返せば、アメリカのオバマ大統領の実現や日本での民主党政権の誕生など世界も日本も大きく動いている。世界（地球）を消滅せるかもしれない大戦争の危険は確実に小さくなったように見える。中東やアフリカの諸国の前進も目覚ましいものがある。世界の現状は私の生まれた時（第2次世界大戦の終わりの日の4日前）から見ても大きく前進しているのだと思う。しかしこと弁護士業界に限って見れば、現在の日本社会には毎年2千人近くの新入弁護士を受け入れる余地は少ないようである。

自由法曹団東京支部にも若い人たちが徐々に参加してくれている。私の人生があと何年あるかはよく分からないが、私とほぼ時を同じくして誕生した日本国憲法、特に憲法9条は立派に生き残って頑張っている。しかしこれを、まだ人類には夢物語だとする力も執拗に繰り返し押し寄せてきているようにも見える。そんな中で今年の3・11が起きた。これは一体何を我々に問いかけているのだろうか？

団にも毎年少しづつ新しい力が加わってきてくれている。これらの人とともに考えてゆきたいなどと考えさせられている今日のこの頃である。



# 自己紹介

三多摩法律事務所 原田 真実子

はじめまして。今年1月に東京立川の三多摩法律事務所に入所致しました原田真実子と申します。自由法曹団には事務所への入所と同時に加えて頂きました。

私は、社会人経験を経て弁護士の道を目指しました。社会人時代に様々な職場で働く中で、労働者の弱い立場を実感するとともに、非正規雇用の抱える矛盾を感じたことがきっかけです。また、社会人時代にピースボートに乗船して16の国と地域を訪問し、それぞれの国と地域が抱える社会問題を見て回った経験も、この道を志した原動力となっています。

現在は、個別の労働事件をはじめ、三多摩地域で弁護士が組合の方々と一緒に取り組んでいる弁護団事件に参加させて頂くなど、多くの労働事件に積極的に取り組んでいます。また、修習生時代の7月集会で分科会を担当した外国人研修生問題への取り組みも少しずつではありますが始めています。

他には、立川地域で活動する市民団体による取り組み、「立川なんでも相談村」の活動にも加えて頂きました。「立川なんでも相談村」では、月に1度、立川駅周辺の夜回りを行ったり、医者、ソーシャルワーカー、弁護士などの各種専門家がボランティアで行う街頭相談会を開催したりしています。夜回りでは、仕事を失い、住むところを失い、生きる意味さえ失いかけている人々に多く出会います。こうした方々の生活と人生の再建の一端をお手伝いできたらと思っています。

また、東日本大震災を受けて多摩地域に避難されている方々のために避難者交流会などを企画している「つながろう！八王子で！」という活動にも参加させて頂いています。「つながろう！八王子で！」自体は市民ボランティアの方々が主催されている会ですが、そこと連携する形で、弁護士が出張法律相談を行ったり、2か月に1度「法律相談ニュース」を発行して被災者の方々に情報をお届けしたりしています。

弁護士としての仕事を始めて約7か月。まだまだ手探りで色々な活動に参加している状況です。今後、それぞれの分野で専門性を高め、多くの人に頼ってもらえるような弁護士を目指したいと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



# 自由法曹団東京支部 40 周年メッセージ

革新都政をつくる会事務局長 中山 伸

自由法曹団東京支部 40 周年おめでとうございます。

都民の暮らしと平和、人権、民主主義を守り、「都民が主人公」の都政実現への日頃からの奮闘に心より敬意を表します。

自由法曹団東京支部と「革新都政をつくる会」の前身である「明るい革新都政をつくる会」は、共に 1960 年代の後半から 1970 年代前半にかけて、自民党政治に代わる住民本位の革新自治体が大きく広がる歴史的せめぎ合いの中で誕生しました。自由法曹団東京支部が結成された 1973 年 1 月には革新都政とそれを支える都民の運動で都営バスの老人無料バス発行が実施されました。続いて 2 月には、車いす使用身体障害者むけ都営住宅が完成、7 月からは、老人医療費、65 歳以上の無料化が実施され、いのちとくらしを守る施策が次々と実現しました。国に先駆けての先駆的施策に政府自民党は、ことごとく“難くせ”をつけてきましたが、“しあわせの青い鳥”はじっと手をこまねいてはつかめないと立ちあがった住民のたたかいが妨害をひとつひとつはね返しました。たたかいのなかで自由法曹団東京支部と労働組合・民主団体・地域組織との結びつきが深まりました。都民の都政への要求運動は、その後の鈴木・青島・石原都政のもとでも都民団体が結集して毎年、直接都政に要求を出し、当局が直接回答をおこなう「都民生活要求大行動」として継続しています。

いま、21 世紀の 12 年目。あの未曾有の「3・11」から、間もなく 1 年 4 ヶ月がたとうとしています。しかし、震災復興・放射能対策は、遅々として進まず、雇用、暮らしは、破壊され、20 代・30 代の若者の中から「絶望」という叫びが聞こえてきます。一方、脱原発の世論は、うねりとなって広がっています。まさに国政、都政の在り方が問われています。

「3・11」のあの日、都議会最終日にそれまで「120%出るつもりはなかった」石原氏が 4 選出馬を表明しました。

私たちは、被災者救援・支援に全力をあげるなかで、チェンジ石原「防災・福祉都市、東京」の実現を訴えるという嘗て経験をしたことのない都知事選挙をたたかいました。一方石原知事は、防災服を身につけ、災害対策の先頭に立つ装いをこらし、候補者としての政策論戦は、徹底的に回避しました。事実上、都民の政策検討・選択の権利を奪ったのです。

しかし、その時言い放った石原氏の「巨大津波は『天罰』『我欲を洗い流す』」発言は、石原氏の政治姿勢、石原都政の悪政の根幹を象徴しています。

石原再選で「都民不在・大規模開発」の都政は継続し、石原知事は、再度 2020 年オリンピック招致や「破壊的教育改革」を叫び、自らの偏狭なイデオロギーのために尖閣諸島の購入を都政を使ってすすめています。

最近では、野田民主党政権の消費税増税、社会保障破壊の暴走に国民の批判が高まるなかで、「(新党を結成した場合の綱領について) 私が参加するなら憲法破棄を持ち出す。時の政府が破棄

して新しいのを作ればいい。改正は手間取ってしかたない」（2月24日記者会見）と述べるなど憲法違反・憲法敵視の発言は、エスカレートするばかりです。そして、あまつさえ、（自分は）「東京都のために都知事になったんじゃない」「東京より国家が大事」とまで述べています。

都民を愚弄しています。この都政を何としても変えましょう。

長期失業・非正規労働者の増大と「無縁社会」の拡大、憲法敵視の石原知事・橋下「維新の会」の跋扈・・・今、この国の在り方を多くの方々が憂えています。

力を合わせて東京からこの国を変えましょう。「平和で人間らしく生きられる社会」へ。自由法曹団東京支部のみなさんの出番の時です。

何としても、憲法を都政に生かす「都民が主人公」の都政を実現するために、自由法曹団東京支部のみなさんのご尽力を心より期待します。

## 団支部40周年記念行事について

### 進行状況のご報告

支部団員の皆様、本年は支部創立40周年です。これを記念いたしまして、9月14日にレセプションを行うことにいたしました。

その際に、これまでの創立後30周年までの記録に追補する形で「30年から40年の歩み」と、これまでの40年を振り返って次の10年を考える、「先輩と若手の座談会」の記録を、一つの冊子にして刊行したいと思います。現在、座談会を終えて、編集作業を鋭意進めております。

また、これまでの支部ニュースに掲載してまいりました「先輩団員からの若手へのメッセージ」もまとめて冊子化したいと思います。歴史の中に明日のたたかひのヒントがあるというコンセプトで、「温故知新」企画として始めましたが実にタイムリーに結実すると思います。楽しみにお待ちください。多くの団員の皆様が、レセプションにご参加いただけるよう、お願いする次第です。

### 団支部40周年レセプションへの招待

事務局次長 河村 洋

去る2012年7月22日、小石川の自由法曹団東京支部事務所で、団支部の40年歴史を振り返る座談会がひっそりと開かれました。

そこで語られたのは、日本の現代史そのものでした。団員が対弾圧闘争、悪法阻止闘争などを通じて、戦後の日本社会のありかたに大きな影響を与えたことを、改めて学びました。

そして感じたのは、この座談会に参加していた種田団員（レンジャー訓練阻止仮処分事件でおなじみの64期の団員です。）も話していましたが、歴史は繰り返すということです。恥ずかし

ながら、私は70年代にも小選挙区導入の動きがあったことを知りませんでした。また、各年代の対弾圧闘争、悪法阻止闘争等を見ていくと、国家が明確な目的の下に立法を行っていることがわかります。その目的が何かは、団支部40周年レセプションに来れば、いち早く分かります。

また、同時に、そこまでの闘争・活動をするには、法律の理屈をよく理解しているとか、証拠から事実を読み取る能力が優れているとかだけ（もちろんこれらの能力は法律家として必須ですが）ではだめなのだとすることも痛感しました。裁判・法律に関することがらだけでなく、さまざまなことに興味を持ち、さまざまな人と会って話をして、見識を深め、人脈を広げる努力もしなければ社会を変えられないことを学びました。先輩方への畏怖の念をますます強くすると同時に、自分では役不足だなあと自信も喪失しました・・・。

さて、みなさん。こんな内容の濃い座談会の内容を早く知りたいとは思いませんか。こんな偉大な先輩方に直接質問してみたいと思いませんか。その機会があります。それは来る「2012年9月14日午後5時、主婦会館プラザエフ」で開かれる自由法曹団東京支部40周年レセプションです。レセプションでは、座談会の反訳をはじめとする団支部40年の歴史をまとめた冊子が先行配布されます。この先輩方の経験を承継する絶好の機会をお見逃しなく。

**日 時：2012年9月14日午後5時から午後7時**  
**場 所：プラザエフ レストランF（同会館2階）**  
**会 費：10,000円**  
**どうぞ、よろしく。**

## 支部40周年座談会を聞いて

東京支部次長 枝川 充志

言い古されたテーゼに従うと、東京支部の40年という来し方を振り返ることは、結局のところ、東京支部の行く末の展望する視座を与えます。去る7月22日（日）に開催された座談会では、その端緒が垣間見えたように思います。

80年代の弾圧の強化、90年代の冷戦崩壊、それ以降のイシハラ都政の誕生、新自由主義への傾斜の中で、東京支部が果たしてきた独自の取組みの紹介は新鮮でした。これは意外と知られていないのではないのでしょうか。とりわけイシハラ都政への対抗は、東京支部ならではの動きでなかったかと思います。東京支部が火をつけて問題を顕在化し、逆に東京支部が取り組まなければ唯々諾々と事が進められていった様は容易に想像がつかます。

座談会の中で興味深かったのは、そもそも東京支部設立当初、東京支部が必要か、という議論があったことです。いま思えば、東京独自の課題（これはイシハラ都政問題の裏返し）があるのは当然のこのように思えます。しかし当時は必ずしもそうでなかったという点です。曰く「本

部活動は東京の団員の活動だった。そこに支部をつくるとそのぶんの手足がなくなる。そのため支部をつくる気運はなかった」と。

確かに東京固有の課題は「東京」であるがゆえに全国的な意味を持ちかねません。だから団本部がということになったのでしょう。私自身そう思っていました。しかし座談会では、拡声器規制条例や青少年条例改正問題などの条例レベルでの悪法は東京都が先鞭をつけ、これに東京支部が対抗・論陣を張る、というきめ細かい対応をやっていたことが紹介されました。そこにはやはり東京支部固有の役割が十分あるように思えます。

翻って私はいま次長の任にありますが、東京が抱える課題に尖鋭的に取り組んでいるかという  
と、省みて不十分だと思わざるを得ません。支部の歴史から学ぶのは固有の課題への嗅覚と団体  
同士の連携、論陣を張ること等多様かと思います。そしてその多様な内容の具体的中身について  
座談会では・・・・・・・・。

というわけで、この先は是非とも当日の座談会の記録を楽しみにしていただければと思います。  
またあわせて9月14日（金）（@プラザエフ）に開催される支部40周年設立記念レセプションにもご参加ください！



# サマーセミナーの告知

## 1 今年のサマーセミナーについて

本年も、サマーセミナーを開催いたします。

本年は、第一に、311の震災・津波を踏まえまして、「東京の防災を考える」セミナーにしたいと思います。東京は、関東大震災以降大規模な地震に見舞われていませんが、当時と比較しても人口の増加、高層建築の増加など状況が様変わりしています。

東京都では震度7の直下型地震の発生を含めた4つのパターンの被害予測を立てており、各場合に被害の予測を立てていますが、どの程度の正確性があるか疑問があります。「自助、共助、公助」を柱とする防災体制から、都が責任を持った防災対策を構築させるためにも、我々が東京都の防災について学ぶ必要があると思います。都民の生命と財産に責任を持った防災対策ができているか、どうすればそのような防災対策が作れるのかを一緒に勉強しましょう。最初に本年6月24日に実施された革新都政をつくる会主催の防災バスツアーの報告を行い、その後、中村八郎先生にご講演いただきます。

(中村八郎先生のプロフィール)

1946年長野県生まれ、日本大学大学院理工学部研究科修士課程修了。

72年～76年 ㈱防災都市計画研究所。

76年～96年 国分寺市で防災まちづくり係長、都市計画課長補佐を歴任。

97年～02年 ㈱防災都市計画研究所所長（代表取締役／所長）

03年～11年 NPO法人環境・災害対策研究所（副理事長、事務局長）

08年～現在 NPO法人くらしの安心安全サポーター（理事長）

日本大学理工学部及び大学院非常勤講師。

著書に「防災コミュニティ」（共著）、「これからの自治体防災計画」、「市民参加の防災まちづくり」（監修共著、以上自治体研究社）、「災害に強い都市づくり」（共著、新日本出版）

第2の課題は、「構造改革の現状と取り組みの状況について」です。さまざまな形で進められている構造改革について、状況を理解し、効果的に反撃するためにこちらの構えと対策なども議論できたらと思います。構造改革により切り縮められてゆく地方自治の実態と、憲法上の権利の擁護のためにどう切り込み、たたかってゆくかについて、団本部の構造改革PTの中心を担われている尾林団員にお話を伺い、議論したいと思います。

実施要項は以下の通りです。多数団員のご参加を期待しています。

## 1 日時 8月24日午後1時30分開会

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1:30～2:45 | 防災バスツアー報告（横山聡）と質疑 |
| 2:45～3:00 | 休憩                |
| 3:00～4:30 | 中村先生の講演           |
| 4:30～4:45 | 休憩                |
| 4:45～5:30 | 質疑・討論             |

6:30～8:30 夕食・懇親

8:30～2次会（参加費 1000 円）

25日午前9時までに朝食を済ませてください。

9:00～10:45 尾林団員の講演・質疑

10:45～11:00 休憩

11:00～12:00 討論

12:00 解散

2 場所リゾートピア 熱海(右地図参照)

連絡先 0557-83-5959



|      |                    |         |
|------|--------------------|---------|
| 3 会費 | 全参加                | 17,000円 |
|      | 学習会のみ（懇親会不参加、宿泊なし） | 2,000円  |
|      | 初日学習と懇親会まで参加       | 10,000円 |
|      | 懇親会より参加            | 15,000円 |
|      | 懇親会后宿泊から参加         | 7,000円  |

多数の皆様のご参加をお待ちしています。

## ソフトボール大会まであと三ヶ月を切る 今年は10月26日（金）

第24回団支部ソフトボール大会まで3か月を切りました。去年は14チーム、参加者は200名をこえました。

今年も、順延日をあらかじめ11月16日（金）に予定しています。雨対策もばっちりです。

女性団員、個人参加也大歓迎です。チームを編成する人数が確保できない皆さんは、支部執行部で、事務所の枠をこえた混成チーム編成するなど、何とかご希望にお応えしようと思います。どしどしご連絡ください

今年も、去年と同様、ルール説明会および抽選会を10月2日午後12時15分（支部事務局会の終了後）におこないます。是非、チームキャプテンはご参加下さい。

# 幹事会議事録

参加者 11人

## 1 情勢

### (1) オスプレイ配備問題

日本全国での訓練展開で、岩国や沖縄だけの問題ではなくなってきた。都道府県知事会も反対が出ている。このままでは日米安保も問題になりかねない。そもそも複雑すぎる。空を飛ぶ者の夢なら、もっと研究が必要。時期尚早というほかない。

### (2) 比例定数削減問題

かなり押し込んできた。小選挙区0増5減改正のみで付則や付帯決議の内容に問題が移ってきている。しかし、まだ野田内閣は何をやるか分からない。気が抜けない。8月1日院内集会、議員要請に参加を

## 2 憲法問題、秘密保全法、共通背番号制

秘密保全法は全体的に弁護士会が積極的に動いている。最大の問題は法制化の動きが知られていないこと。普及宣伝に努める。自公政権時代から事前協議しているので、提出されたらすぐ成立する可能性ある。日弁連が8月2日に、東弁が8月30日に反対のシンポジウムをやるので積極的に参加するよう呼び掛ける。共通背番号制との関連も軽視できない。

## 3 消費税、社会保障、労働問題

消費税増税法案は成立しそうだが、増税されれば東北の復興はさらに遅れることは間違いない。増税すれば景気悪化はどの経済学説からみても明らか。景気に配慮するとはあるが期待薄。

社会保障では生活保護へのバッシングが最近目に付くが、わずか0.3%しかない不正を目の敵にするよりも本来の制度の質の低さ、保障の薄さの方が問題。請求しにくい上に低額な制度になっていることをもっと追及すべき。日本の生活保護の捕捉率は30%で漏給のことをメディアは全く注目しないし、報道しない。マスコミに対する批判を強める必要がある。

労働問題では派遣法のパブリックコメントを団が出した。有期労働法制についても出す予定。日本の労働人口は減っていく。長期的視点にたった社会保障制度・労働政策を考えなくてはならないのに政府ができていない。財界の目先の利益を追う姿勢を抑制できる力ない。

震災・原発問題では、反原発の7月29日の日比谷公会堂からの国会包囲デモが予定されている。団員の参加、協力が必要。集会主催者のもとにはきつい批判もかなりあり、堪えているとのこと。新左翼からの強烈なバッシングなどもあり参っているところを共産党の志位委員長がはげましたら、主催者は涙を流して喜んだという。ほんとうに様々な人たちが参加している。ひごろデモに全く参加していなさそうな2人組の会話が興味深かった。

## 4 サマーセミナー

準備の中で、東京は災害に弱い街であることが判明。とくに湾岸地域が危険。堤防は高潮で津波に対応できないなど。24日午後1時30分集合。まず革新都政をつくる会の「防災バス



ツアー」での東京の防災の現状報告を行い、その後、中村八郎氏の東京の防災についての講演。二日目は尾林団員の構造改革の講演。若手参加促進のため、分担して事務所に電話入れをする。

## 5 支部創立 40 周年企画について

座談会はやって良かったと思う。このような機会を今後もできるだけやれたらよい。まだお話しいただける諸先輩にできるだけ詳しくお話しいただきたい。

座談会などの記録は製本するが時間と費用の問題でまずは支部で印刷する。今後資料を散逸させないためにもそれなりの書籍の形で残す。8月いっぱいまでに原稿を作成できれば間に合う。参加者の顔写真も必要。若手へのメッセージも 40 周年出版物にのせる。これまでの団支部の歴史について少しまとめたものも載せる必要がある。今回の 40 周年に分野別の原稿を掲載したいのでテーマを決めて担当者をさがす。

## 6 都政問題

### (1) 生活保護課での警察OB再雇用問題

社保協・国民救援会などと、知事室と福祉課に申し入れ。福祉課は「警察OBは、窓口には置いていない。裏で待機させている。」「役所は職員の安心のためにおいている。」と弁明。日本の生活保護受給者の割合は1000人に2, 3名。濫給の発見は、職員でなくて住民による密告が主。濫給防止に予算をかけるより、社会保障政策を充実させるほうがけっきょくは安く付く。

### (2) 自衛隊の災害訓練のための学校訪問・泊まり込み

区議団から話を聞いた。帰宅困難者のための訓練とのこと。都知事は最近の高校生の根性は甘たれているから、学校で寝泊まりさせて根性を鍛え直せと本当にいっているらしい。訓練に対応する教職員がたいへん。6月時点で36校が訓練済み。うち3校に自衛隊がきた。来年度以降、もっと増えるのではないか。災害救助・人道支援名目で自衛隊を海岸派遣するのはこれまでの常套手段。それを同じ構造で国内でもはじめたのかという印象。日本平和委員会とともにこの高校生訓練等についても対応を検討している。

## 7 オリンピック問題

意見交換会でも招致費用や開催費用はべつのことに使うべし、との結論。ライバル国に問題が多いので、消去法で東京になる可能性も出てきた。スペイン、トルコにも問題多い。都民の意向を無視して勝手に進めている点も問題。

今後は、申請ファイルを分析して、批判することに。とくに、リスクの点。10月・11月の終わり頃までにつくって、英語に翻訳しIOCに送る。その後調査委員が訪日するのに合わせて集会を持つ予定。

## 8 教育

東京の教科書問題は今後も注視する必要があるが、都議・区議とも連携し、きっちり情報をつかんで、議会で質問してもらうというように慎重にやらないと、名誉毀損でやられる。

## 9 尖閣購入問題

13億あつまったというが、支部ニュースの松井団員の寄稿にもあるように都が買ったとしてどうするのか不明。寄付についての要項を調べれば、法律的に攻撃できる点はたくさん出てくるのではないか。どの根拠条文にもとづいて寄付をあつめているのか。都民の福祉に資するのか。目的は何か。整理して攻撃準備を整えるべし。

## 10 支部街頭宣伝・相談会

次回、9月19日午後5時30分@池袋。

### 支部メーリングリストに是非登録ください

東京支部では、支部団員の交流や情報を共有するために、支部メーリングをつくっております。支部団員の方であれば、だれでも登録できます。

登録を希望する方はメールにお名前と共に「支部メーリングリスト参加希望」と書き、**d a n t o k y o @ d r e a m . c o m**のアドレスに送ってください。



## 日誌

7月5日～8月2日

- 7月6日 衆院比例定数削減阻止対策本部
- 9日 共同センター9条街頭宣伝（新宿西口）
- 10日 2020 オリンピック招致に対する意見交換会（第1回）／国保110番実行委員会
- 11日 支部街頭宣伝（渋谷駅頭）／秘密保全法学習会（平和労働会館）
- 12日 団改憲阻止対策本部
- 13日 団治安警察問題委員会／団労働問題委員会／都民生活要求大行動実行委員会
- 16日 脱原発10万人集会（代々木公園）
- 17日 団警察問題委員会
- 21日 団常任幹事会
- 22日 40周年企画座談会
- 23日 都民連世話人会
- 25日 支部幹事会／支部若手学習会（貧困問題）
- 27日 団衆院比例定数削減阻止対策本部
- 29日 脱原発国会包囲行動
- 31日 支部事務局会議
- 8月1日 共同センター幹事会／比例削減反対院内集会
- 2日 憲法会議幹事会／日弁連秘密保全法反対集会（クレオ）



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ

NEW

## 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

★多くの先生からのご要望を受け、今年度から制度ラインナップに追加！

### 主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**  
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

NEW

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。  
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <月払保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、・職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

|         | 1年    | 2年    |
|---------|-------|-------|
| 25歳～29歳 | 820   | 990   |
| 30歳～34歳 | 1,000 | 1,250 |
| 35歳～39歳 | 1,260 | 1,640 |
| 40歳～44歳 | 1,570 | 2,100 |
| 45歳～49歳 | 1,870 | 2,540 |
| 50歳～54歳 | 2,170 | 3,000 |
| 55歳～59歳 | 2,300 | 3,230 |
| 60歳～63歳 | 2,410 | 3,420 |

+

### 【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <月払保険料表>

団体割引25%、業種級別1級、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

|         | 対象期間：70歳まで |       |       |       |
|---------|------------|-------|-------|-------|
|         | 372日       |       | 737日  |       |
|         | 男性         | 女性    | 男性    | 女性    |
| 25歳～29歳 | 993        | 875   | 949   | 843   |
| 30歳～34歳 | 1,083      | 1,163 | 1,018 | 1,109 |
| 35歳～39歳 | 1,340      | 1,712 | 1,252 | 1,635 |
| 40歳～44歳 | 2,026      | 2,785 | 1,885 | 2,645 |
| 45歳～49歳 | 3,048      | 4,131 | 2,843 | 3,886 |
| 50歳～54歳 | 4,667      | 5,865 | 4,293 | 5,441 |
| 55歳～59歳 | 6,368      | 7,010 | 5,701 | 6,303 |
| 60歳～63歳 | 6,954      | 6,591 | 5,730 | 5,453 |

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03 (3349) 3240

(SJ11-07214、平成23年10月27日)